

第 18 号
令和8年9月4日

近 畿 運 輸 局 長
長 崎 敏 志 殿

(住所) 京都府京都市右京区
嵯峨天竜寺車道町
(会社名) 嵯峨野観光鉄道株式会社
(代表者名) 代表取締役社長
三 戸 尉 行

鉄道事業の旅客運賃上限設定認可申請書

今般、鉄道事業の旅客運賃を別紙のとおり設定いたしたく、鉄道事業法第16条第1項及び同法施行規則第32条第2項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ申請致します。

1. 名称及び住所

嵯峨野観光鉄道株式会社
京都府京都市右京区嵯峨天竜寺車道町

2. 設定しようとする運賃の上限を適用する路線

トロッコ嵯峨～トロッコ亀岡(7.3キロメートル)

3. 設定しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり

4. 理由

弊社は令和3年当時、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず当時の運賃(大人普通旅客運賃:630円)では収支改善の見通しが立たない状況であったことから、安定的な輸送環境の維持のため上限運賃変更認可申請を行い認可を受け、令和4年4月に運賃改定を実施した。
当時コロナ禍中であり、輸送人員の予測が困難であったとの理由から、貴局より当該認可には令和9年3月31日まで有効とする条件が付された。
運賃改定後、輸送人員は令和3年度の約51万人から令和7年度には約123万人にまで回復し、収支の改善が図られた。また、当該期間においてPCまくらぎ化や防護ネット・柵の設置による落石対策を実施した。
今後も継続的な安全投資が必要であり現行運賃水準の維持が不可欠であることから、弊社は令和9年4月以降も現行運賃(大人普通旅客運賃:880円)を継続し、引き続きPCまくらぎ化、落石対策などの安全投資を行い、安全・安心な運行のもと、安全性・安定性・快適性を向上させた新車投入や駅等への設備投資も行い、持続的な観光インフラとして地域・社会に貢献し続けることを目的として、今般運賃の設定を申請する。

5. 添付資料

別紙2のとおり

6. 鉄道事業法施行規則第32条第4項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

旅客運賃・料金の種類、額及び適用方法

1 旅客運賃・料金の種類

(1) 旅客運賃の種類は次のとおりとする。

- イ 普通旅客運賃
- ロ 団体旅客運賃
- ハ 貸切旅客運賃
- ニ 特殊割引旅客運賃

(2) 小児旅客運賃の種類は次のとおりとする。

- イ 普通旅客運賃
- ロ 団体旅客運賃
- ハ 特殊割引旅客運賃

(3) 料金の種類は次のとおりとする。

- イ 座席指定料金
- ロ 個室料金

(4) 小児料金の種類は次のとおりとする。

- イ 座席指定料金

2 旅客運賃・料金の適用方法

(1) 乗車券の種類

イ 乗車券の種類は次のとおりとする。

- (ア) 普通乗車券
- (イ) 団体乗車券
- (ウ) 貸切乗車券
- (エ) 特殊割引乗車券

ロ 小児乗車券の種類は次のとおりとする。

- (ア) 普通乗車券
- (イ) 団体乗車券
- (ウ) 特殊割引乗車券

(2) 料金券の種類

イ 料金券の種類は次のとおりとする。

(ア) 座席指定券

(イ) 個室券

ロ 小児料金券の種類は次のとおりとする。

(ア) 座席指定券

※個室券は小児料金券の設定はない。

(3) 旅客の年令

イ 大人、小児、幼児及び乳児の区分

(ア) 大人 12才以上の者

(イ) 小児 6才以上12才未満の者

(ウ) 幼児 1才以上6才未満の者

(エ) 乳児 1才未満の者

ロ 大人を小児とみなして取扱う場合

(ア) 12才以上13才未満の小学校の児童は小児とみなして取扱う。

(イ) 小学児童によって構成された団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、この児童は小児とみなして取扱う。

ハ 小児を幼児とみなして取扱う場合

6才以上7才未満の小学生入学前の小児である場合は、この小児は幼児とみなして取扱う。

ニ 幼児を小児とみなして取扱う場合

(ア) 幼児が幼児だけで単独で旅行するとき

(イ) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に1人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、1人をこえた者だけを小児とみなす。

(ウ) 幼児が団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するときは小児として取扱う。

(エ) 幼児又は乳児が、座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するときは、小児として取扱う。

ホ 個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。

3 発売条件

(1) 普通乗車券の発売条件

列車の乗車日及び乗車列車の予約が可能で、かつ当該列車に片道1回乗車する場合に発売する。

(2) 団体乗車券の発売条件

団体旅客の全員が発着駅及び乗車列車を同じくし、その全行程を15人以上の人員で旅行する場合であって次のイ・ロに該当し、かつ当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

イ 学生団体

次の(ア) (イ) に該当する学校の学生等が15人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ）又は、これと同行する旅行業者とによって構成された団体で当該学校の教職員が引率するものとする。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号第2条）に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が15人未満のときであっても、この取扱いをする。

(ア) 「指定学校」の学生、生徒、児童又は幼児

(イ) 児童福祉法第39条(昭和22年法律第164条)に規定する保育所及び同法39条2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という）の児童

※「指定学校」とは、次の各号に該当する施設をいう。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、旅客鉄道会社の指定を受けた学校に限る。
- ② 前号以外の国公立の学校（その他の教育施設を含む。）であつて、旅客鉄道会社の指定を受けた学校
- ③ 学校教育法第124条及び第134条の規定によって設立した私立学校であつて、旅客鉄道会社の指定を受けた学校
- ④ 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号、第155条第2項第5号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであつて、当社の指定を受けた学校
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定による国際連合大学。ただし、当社の指定を受けた場合に限る。
- ⑥ その他旅客鉄道会社が指定する教育機関

ロ 普通団体

前イ以外の旅客によって構成された15人以上の団体で責任ある代表者が引率するもの。

(3) 貸切乗車券の発売条件

旅客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、当社が運送の引き受けをした場合に発売す

る。

(4) 特殊割引乗車券の発売条件

イ 身体障害者割引乗車券

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号に該当する者をいう。
- ① 視覚に障害がある者
 - ② 聴覚又は平衡機能に障害がある者
 - ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
 - ④ 肢体不自由者
 - ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者を、第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に区分する。
- (イ) 身体障害者に対しての割引普通乗車券は、第 1 種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第 2 種身体障害者が単独で乗車する場合で、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に定める身体障害者手帳を呈示したときに発売する。
- (ウ) 介護者に対して割引の取扱いをする普通乗車券は、乗車券の種類及び乗車区間が身体障害者の割引普通乗車券と同一の場合に限り発売する。

ロ 知的障害者割引乗車券

- (ア) 次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に区分する。
- ① 「第 1 種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - ・ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - ② 「第 2 種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。
- (イ) 知的障害者に対しての割引普通乗車券は、第 1 種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第 2 種知的障害者が単独で乗車する場合で、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に定める療育手帳を呈示したときに発売する。
- (ウ) 介護者に対して割引の取扱いをする普通乗車券は、乗車券の種類及び乗車区間が、知的障害者の割引普通乗車券と同一の場合に限り発売する。

ハ 精神障害者割引乗車券

- (ア) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者をいう。 第 1 級精神障害者、第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者の別については、精神障害者保険福祉手帳の「障害等級」欄の記載により確認する。
- (イ) 第 1 級精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第 2 級精神障害者及び第 3

級精神障害者が単独で乗車する場合は、精神障害者保険福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書によって申込みをしたときに乗車券を発売する。

- (ウ) 介護者に対して割引の取扱いをする普通乗車券は、乗車券の種類及び乗車区間が精神障害者の割引普通乗車券と同一の場合に限り発売する。

(5) 割引乗車券の発売条件

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複した運賃の割引をしない。

(6) 座席指定券の発売条件

- イ 乗車する日、列車、座席及び乗車区間を指定し、普通乗車券と同時に購入するときに限って座席指定券を発売する。ただし、列車内において発売する場合はこの限りでない。
- ロ 団体旅客又は貸切旅客に対する座席指定券は、団体乗車券又は貸切乗車券に相当する旅客人員数を発売する。

(7) 個室券の発売条件

- イ 乗車する日、列車、乗車区間を指定して、次に掲げる場合に限って個室券を発売する。
 - (ア) 普通乗車券と同時に購入するとき
 - (イ) 個室設備定員は、1人から6人までとするとき
 - (ウ) 乗車旅客の全員が当該個室を同一乗車とするとき
- ロ 貸切旅客に対しては、貸切乗車券と同時に購入する場合に限って、個室券を発売する。

(8) 有効期間

予約当日の当該列車に限り有効とする。

(9) 途中下車

途中下車は認めない。

4 旅客運賃・料金の計算方法

(1) キロ程の計算方

- イ 営業キロは発着区間の営業キロ程とする。
- ロ 1キロメートル未満の端数は1キロメートルに切り上げる。

(2) 運賃のは数計算

運賃計算上10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。(以下、この計算方法を「は数計算」という。)

(3) 普通旅客運賃の計算方

イ 普通旅客運賃は、次の額とする。

(均一制) 880円

ロ 小児の旅客運賃計算方

小児の旅客運賃は、普通旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

ハ 幼児及び乳児の旅客運賃計算方

幼児及び乳児の旅客運賃は、小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。

(4) 団体旅客運賃の計算方

イ 大人の場合

団体旅客運賃は、1人当たり次に掲げる額に団体旅客人員を乗じて算出した額とする。ただし、繁忙期等によりこの団体旅客運賃を適用しない期間は別に設ける。

(ア) 普通団体 1人当たり 730円

(イ) 学生団体 1人当たり 630円

ロ 小児の場合

小児団体旅客運賃は、1人当たり次に掲げる額に団体旅客人員を乗じて算出した額とする。ただし、繁忙期等によりこの団体旅客運賃を適用しない期間は別に設ける。

(ア) 普通団体 1人当たり 360円

(イ) 学生団体 1人当たり 310円

ハ 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別の前イ及びロによって算出した額を合計した額とする。

(5) 貸切旅客運賃の計算方

旅客車両の定員に大人旅客運賃を乗じた額とする。ただし、実際乗車人員が客車定員を超えるときは、実際乗車人員に相当する普通旅客運賃を収受する。定員を下回る場合は、定員に対する90%を最低乗車人員と定める

(6) 特殊割引旅客運賃の計算方

普通旅客運賃から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。普通旅客運賃の5割引とする。

イ 身体障害者割引旅客運賃

身体障害者(単独) 50%

第1種身体障害者及び介護者 50%

ロ 知的障害者割引旅客運賃

知的障害者(単独) 50%

第1種知的障害者及び介護者 50%

ハ 精神障害者割引旅客運賃

精神障害者（単独）	50%
第1種精神障害者及び介護者	50%

(7) 座席指定料金の計算方

イ 座席指定料金は、次の額とする。

（均一制） 620円

ロ 小児の座席指定料金計算方

小児の座席指定料金は、座席指定料金を折半し、は数計算した額とする。

ハ 幼児及び乳児の座席指定料金計算方

幼児及び乳児の座席指定料金は、小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。

(8) 個室料金の計算方

イ 個室料金は、次の額とする。

（均一制） 1室あたり9000円

ロ 小児以下の個室料金の設定はない。

附則 2027年3月1日新型車両導入に伴う改定

収 入 原 価 総 括 表

(単位：千円)

科 目		最近1年間 実績 (2025年度)	翌年度推定		平年度(3年間合計)		増		減	
			現行 (a)	申請 (b)	現行 (A)	申請 (B)	翌 年 度 推 定		平 年 度 (3 年 間 合 計)	
							増加額 (C=b-a)	増加率 (C/aX100)	増加額 (D=B-A)	増加率 (D/AX100)
収 入 (A)	旅 客 運 賃	956,506	817,266	865,937	2,538,542	4,299,011	48,670	5.9	1,760,468	69.3
	定期外	956,506	817,266	865,937	2,538,542	4,299,011	48,670	5.9	1,760,468	69.3
	定 期	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	手 小 荷 物	208	186	186	558	558	0	0.0	0	-
	貨 物 運 賃	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	小口扱	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	車 扱	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	運 輸 雑 収	2,601	1,844	1,844	5,532	5,532	0	-	0	0.0
	計	959,316	819,296	867,967	2,544,632	4,305,101	48,670	5.9	1,760,468	69.2
	雑 収 入	1,924	840	840	0	0	0	0.0	0	-
	合 計	961,240	820,136	868,807	2,544,632	4,305,101	48,670	5.9	1,760,468	69.2
原 価 (B)	人 件 費	359,738	382,088	382,088	1,210,367	1,210,367				
	修 繕 費	143,070	142,155	142,155	912,749	912,749				
	経 費	268,470	306,307	306,307	1,134,782	1,134,782				
	諸 税	16,376	16,886	16,886	114,276	114,276				
	減 価 償 却 費	71,483	106,456	106,456	1,033,418	1,033,418				
	計	859,140	953,895	953,895	4,405,594	4,405,594				
	支 払 利 息	812	32,318	32,318	179,623	179,623				
	雑 支 出	0	0	0	0	0				
	合 計	859,952	986,213	986,213	4,585,217	4,585,217				
	差 引 損 益	101,288	▲ 166,076	▲ 117,405	▲ 2,040,584	▲ 280,115				
	配 当 所 要 額 (C)	14,485	24,445	24,445	73,337	73,337				
	再 差 引 損 益	86,803	▲ 190,522	▲ 141,851	▲ 2,113,922	▲ 353,453				
収 支 率	A/BX100	111.8	83.2	88.1	55.5	93.9				
	A/(B+C)X100	109.9	81.1	86.0	54.6	92.4				